

## 社会福祉法人友朋会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友朋会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。）については、報酬、退職手当及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は原則として支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が5,000万円を超えない範囲とする。ただし、退職手当を除く。
- 4 当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に基づき定められた額。
- (2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程別表2の規定に準ずる額
- (4) 常勤役員等が職務のために出張をしたときは職員給与規程第36条の規定に準じて、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 退職慰労金については、別表4に定める額
- (3) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは職員給与規程第36条の規定に準じて、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (支給の方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日及び休日に当たるときは、その前日に支払うものとする。

- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 6 か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
  - 3 報酬等の支払いは、現金支給又は銀行振込みとする。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

#### (端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

#### (改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

#### (補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は平成 31 年 3 月 22 日（平成 31 年 3 月の評議員会の議決日）から施行する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬（第 3 条関係）

（年俸月額）

号俸	金額（円）	号俸	金額（円）
1	100,000	11	1,100,000
2	200,000	12	1,200,000
3	300,000	13	1,300,000
4	400,000	14	1,400,000
5	500,000	15	1,500,000
6	600,000	16	1,600,000
7	700,000	17	1,700,000
8	800,000	18	1,800,000
9	900,000	19	1,900,000
10	1,000,000	20	2,000,000

別表 2 常勤役員の退職金算定式（第 3 条関係）

最終報酬月額×在任年数×3（係数）
-------------------

- ※ 1 上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割とする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。
- ※ 2 在任中に特に功労のあった役員に対しては、評議員会の決議により、この規程で定める支給額の他に特別加算金を支給することができる。
- ※ 3 退職手当の上限は、特別加算金を含め、各年度の総額が 5,000 万円を超えない範囲とする。

別表 3 非常勤役員等の報酬（第 4 条関係）

## （1）評議員

	日額
評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

## （2）理事

	日額
理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

## （3）監事

	日額
監事監査等への出席	30,000 円
理事会、評議員会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

別表 4 非常勤役員等の退職慰労金（第 4 条関係）

就任期間	金額
2 年以上 10 年未満	50,000 円
10 年以上	100,000 円